

## 外国年金管理（ARIPO特許）

起源は、1976年12月に、ザンビア(Zambia)のルサカ(Lusaka)で外交会議が開かれ、英語使用国アフリカのための工業所有権機関の創設に関する協定が採択されるところに遡ります。その後、1981年9月にこの機関の本部がジンバブエ(Zimbabwe)のハラレ(Harare)に設立され、1985年12月に機関の名称が“ARIPO”と改められ「英語使用国」の語が削除され、今日に至っています。

現在の加盟国は以下の11カ国です。特許庁の所在地は、ジンバブエ(Zimbabwe)のハラレ(Harare)ボツワナ(Botswana)、ガンビア(Gambia)、ガーナ(Ghana)、ケニア(Kenya)、レソト(Lesotho)、マラウイ(Malawi)、スーダン(Sudan)、スワジランド(Swaziland)、ウガンダ(Uganda)、ザンビア(Zambia)、ジンバブエ(Zimbabwe)

EPC出願と同様にARIPO出願により付与された特許権の効力は指定国で付与された特許権と同様な効力を有します。

全ての加盟国が、パリ条約の加盟国で、PCTの加盟国でもあります。  
PCT(特許協力条約)による国際出願において、指定国として「AP」の指定ができます。

ARIPO特許に関する規定は以下のとおりです。

1. 願書の言語は英語です。  
ARIPO出願により付与された特許は各指定国の国内法により定められた存続期間が適用されます。
2. 出願日から2年後までに、2年度分(第2年次)の年金を納付することが必要です。  
年金の年度のカウントの仕方に注意が必要です。カナダと同じく、1年ずれます。  
年金起算日は出願日となります。  
EPC等の場合は、出願日から2年後の日付が次回の年金期限で、これは第3年度分の年金となりますが、ARIPOの場合は出願日から2年後の日付が次回の年金期限となり、これは第2年度分の年金となります。  
この場合、KEMPOSでは、納付年は「1」、年金起算日は出願日の1年後の日付をセットすることで、次回を2年度・次回期限を年金起算日(出願日の1年後)から1年後(すなわち出願日から2年後)とセットするようにします。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から3ヶ月以内に優先権証明書の提出が必要です。  
優先権証明書が英語でない場合は、更に宣誓された英語への翻訳文を出願日から6ヶ月に提出する必要があります。
3. 出願は各締約国の特許庁に提出します。その締約国が出願で指定されていない場合でもその締約国の特許庁にARIPO出願することができます。出願書類を受理した特許庁は受理官庁と呼ばれます。受理官庁は出願書類が出願日を付与するための要件を満たすか否かのチェックを行います。受理官庁はその後、出願証明書を出願人の代理人に送付し、出願書類をジンバブエのハラレにあるARIPO特許庁に送付します。
4. ARIPO特許庁は、まず形式に関して審査を行います。形式の不備を発見した場合には、出願人にその旨を通知し2ヶ月以内に補正すべき旨を命じます。この期間内に不備が是正されなかった場合には出願は拒絶されます。出願が方式的要件を満たしている場合には、ARIPO特許庁は各指定国の特許庁にその旨を通知します。

5. ARIPO 特許庁は新規性や特許要件の審査の準備に取り掛かります。  
出願発明が新規でなく、不特許事由に該当する場合には、特許庁はその旨を出願人に通知をし、所定の期間内に意見書や補正書の提出を求めます。
6. ARIPO 特許庁により拒絶された場合には、出願人はその通知から 3 ヶ月以内に各指定国における国内出願として取り扱う旨を請求をすることができます。  
これによって、ARIPO で拒絶された場合でも、通常の出願として移行できます。
7. 審査の結果特許すべきと判断された場合には、ARIPO 特許庁は出願人及び各指定国の特許庁に特許を付与すべき旨を通知します。出願人は所定の期間内に特許料を納付することを求められます。特許を付与すべき旨の通知から 6 ヶ月経過後に、特許料が納付された場合には、ARIPO 特許庁は特許を付与します。
8. 特許付与された ARIPO 特許は指定国の国内法により登録が拒否される旨の通知がされた場合には、その指定国での効力はありません。その他の指定国においてのみ効力を有します。  
その後、特許証が出願人に送付されます。  
特許証の写しは特許が付与された指定国の特許庁にも送付されます。  
E P C のように、各指定国において、各指定国言語への翻訳を求められることはありません。
9. P C T 出願の場合の移行期限は優先日から 30 ヶ月です。
10. 最初の年金は、出願日の 2 年後で、2 年度分とカウントします。  
以後は、1 年毎に納付します。

K E M P O S 上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

- 1 . 出願時に出願日から 3 ヶ月後の日付を優先権証明書提出期限にセットします。  
同翻訳提出期限は出願日から 6 ヶ月後にセットします。  
出願時に年金起算日に、出願日の 1 年後の日付を、納付年数に「 1 」をセットします。  
次回年金期限を計算します。出願日の 2 年後となります。  
存続期間は 2 0 年として設定します。
- 2 . 「特許を付与すべき旨の通知(Intention To Grant)」は「登録査定」として入力します。  
登録査定の入力で、登録査定日から 6 ヶ月後の日付を納付期限にセットします。
- 3 . 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
- 4 . 登録の入力では、登録日・登録番号を入力するだけです。
- 5 . 第 2 年度分以降の納付は、「出願日の 1 年後」を起算日とする年金期限の前までに、納付します。  
納付した年数(初期値は 1 )分だけ期限が更新されます。

(P C T ルートの場合)

- 1 . 通常の特許と異なる P C T 用の出願種別はありません。
- 2 . 国内移行の入力時に、納付年数の入力、及び年金期限・存続期限の計算を行いません。
- 3 . 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. ARIPO特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

- ・ 存続期間は出願日から20年です。
- ・ 年金期限の起算日は「出願日の1年後」です。(年金起算区分が「CA特許型」となります。)
- ・ 初回の年金は1年です。出願時に1年度分の年金をまとめて納付します。
- ・ 維持年金にチェックを入れます。出願時納付は「1」です。
- ・ 2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

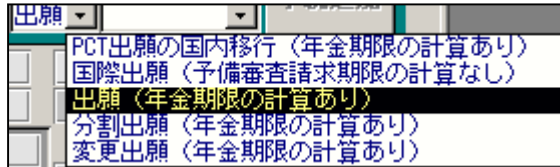
使用する手続の設定画面です。

Code	国名	工程分類	手続定義ID	手続詳細	IDS	Rep	IDS	提出	変更/削除
AP	ARIPO	出願	出願	出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
AP	ARIPO	出願	変更出願	変更出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
AP	ARIPO	出願	分割出願	分割出願(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
AP	ARIPO	出願	国際出願	国際出願(予備審査請求期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
AP	ARIPO	出願	国内移行	PCT出願の国内移行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
AP	ARIPO	出願	国内移行	PCT出願の国内移行(年金期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

- ・ 出願は「出願(年金期限の計算あり)」を使用します。
- ・ 変更/分割/国内移行の手続きについても出願と同様です。

## 2. 出願の入力

- ・出願は「出願（年金期限の計算あり）」を使用します。



- ・出願の入力画面です。

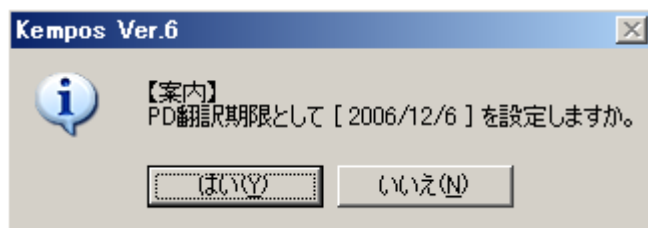
- ・納付年数には初期値「1」が自動的にセットされます。
- ・年金起算日をセットします。（出願日の1年後が年金起算日となります）



- ・優先権証明書の提出期限をセットします。（出願日の3ヵ月後が期限となります）



- ・優先権証明書翻訳の提出期限をセットします。（出願日の6ヵ月後が期限となります）



- ・ 出願入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳												
整理番号		F1000-AP		AP特許	管理者	審判番号			年金期限	2008/06/06		
588		AP	特	内外	担当者	異議番号			存続期限	2026/06/06		
顧客Ref	A01		共願種別	代表出願人		共願人等	1		Your Ref			
顧客名	アルプス電気株式会社						分担率%	0				
部署	顧客担当											
優先権	2006/02/02		出願日	2006年6月6日		公開日			公告日			
原出願			出願No			公開No			公告No			
請求項			請求期限			要約・関連	審査経過	出願書誌	因面・包袋	外国出願		
納付年	1 月 0		審査請求			外国期限	期限内	年金更新	受任・他	発明者	権利者	数量
名称	English		印刷済	<input type="checkbox"/>		年金回数			年金起算	2007年6月6日		
									年金期限	2008年6月6日		
									納付日			
										主動期限		
出願経過												

- ・ 納付年数「1」がセットされています。
- ・ 存続期限「2026/06/06」(出願日から20年後)がセットされています。
- ・ 年金期限「2008/06/06」(出願日から2年後)がセットされています。
- ・ 年金起算日「2007/06/06」(出願日の1年後)がセットされています。

### 3 . 登録査定及び特許料の納付

ARIPO特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果特許すべきと判断された場合には、ARIPO 特許庁は出願人及び各指定国の特許庁に特許を付与すべき旨を通知します。出願人は所定の期間内に特許料を納付することを求められます。特許を付与すべき旨の通知から6ヶ月経過後に、特許料が納付された場合には、ARIPO 特許庁は特許を付与します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。  
拒絶査定に対する審判制度はありません。ただし、出願人は、3ヶ月以内に、指定国での通常の特許出願に移行させることができます。

KEMPOSでは、「特許を付与すべき旨の通知」は「登録査定」で入力します。  
登録査定入力時に、6ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

#### 3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

AP	ARIPO	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		審査	設定納付	設定納付(納付年数入力なし)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		審査	登録	登録(存続期限の計算あり)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
AP	ARIPO	特許庁から指令・通知	拒絶査定	拒絶査定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

納付期限は6ヶ月なので「-6」(6ヶ月)で設定します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	国内	外国	国内	外国
	ARIPO	AP特許	登録査定(設定納付期限の計算)	設定納付	手続日	-6	-6	0	0
	ARIPO	AP特許	拒絶査定	審判請求	手続日	-3	-3	0	0

登録査定の入力画面です。

- ・設定納付期限は6ヶ月なので6ヶ月後の2008年1月7日が計算・セットされます。

登録査定入力後の出願台帳の画面です。  
設定納付期限がセットされています。



### 3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付の入力画面です。

- ・ 納付年数（年金）の入力はありません。
- ・ この入力で設定納付期限がクリアされます。

#### 4. 登録

- 登録は「登録（存続期限の計算あり）」を使用します。  
出願時に存続期限の計算を行なっていて、ここでの再計算は不要ですが、一般的な手続きとして、「登録（存続期限の計算あり）」を使用します。

出願手続：フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2007年12月12日 経表示  DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

担当者 印刷済

登録番号

- 存続期限の再計算を行ないます。
- 年金期限に関しては、更新又は再計算はありません。

5. 2年度以降の年金の納付。

- ・最初の年金納付は、出願日から2年後（第2年度分）までに行います。
- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。

自願	内外	特	手続追加
年金	年金納付		
年金管理会社へ年金管理移管 年金納付（権利者からの回答） <b>年金納付（代理人からの完了報告）（期限更新）</b> 年金納付（代理人からの期限案内） 年金納付（代理人からの領収通知） 年金納付（代理人への指示）			

出願手続：フォーム

経過手続 **納付報告**

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

報告日 2008年5月5日 経表示  DNTrrn 添付DN

応答元指令 登録査定 2007年7月7日

納付年数 2 ~ 2

送付日

受領日

担当者 印刷済

文書名

備考 第2年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-AP Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加  
年金 年金納付

Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F1000-AP AP特許 管理者 審判番号  
588 AP 特 内外 担当者 異議番号

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当

優先権 2006/02/02 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2007年12月12日  
原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 外国期限 期限案内 年金更新 受任-他 発明者 権利者 数量  
要約-関連 審査経過 出願書誌 図面-包袋 外国出願

納付年 2 月 0 審査請求

名称 English 印刷済  指令発送 権利状態 5 出願経過  
手続名 納付報告

年金期限 2009/06/06

存続期限 2026/06/06

- ・納付年は「2」に更新されています。
- ・年金期限は「2009/06/06」に更新されています。